

【資料番号：R08-RS02-00】

2026 年度 豊橋技術科学大学同窓会 臨時総会 議事次第

日 時： 2026 年 10 月 11 日（日）15:10～ 現地＋オンライン（Zoom）

現地会場：豊橋技術科学大学 C 棟 3 階 C-312 室

アクセス：<https://www.tut.ac.jp/about/overview/access.html>

Zoom：<https://us06web.zoom.us/j/85355933602?pwd=HeF0UwQb7a9iLSwR6ZJ7bk8ixwyBIs.1>

議 長： 山本 義久 豊橋技術科学大学同窓会会長

議事録： 2 系（事務局担当）

【配布資料】

資料番号 R08-RS02-01 出欠・委任状提出結果

資料番号 R08-RS02-02 会則及び規約の新旧対照表

資料番号 R08-RS02-03 個人情報に関する覚書の新旧対照表

【報告事項】

1. 委任状提出結果（2 系）

資料番号 R08-RS02-01

【協議事項】

1. 同窓会会則等の改定（1 系）

資料番号 R08-RS02-02

資料番号 R08-RS02-03

【その他】

当日は、本学キャンパス内で第 49 回技科大祭（2 日目）が開催されています。また、臨時総会開始前の 13:00～14:30 には、本学ロボコン同好会 OB の方による講演会を学内ひばりラウンジで予定しています。ふるってご参加ください。

第 49 回技科大祭 HP：<https://sea.tut.ac.jp/gikadaisai/>

特別企画講演会「技科大の顔」：<https://sea.tut.ac.jp/gikadaisai/alumni-lecture.html>

2026年度 豊橋技術科学大学 臨時総会 出欠・委任状集計結果

2026年10月6日現在

出身系	回答数	総会	
		出席	委任状
旧1系	9	2	7
旧2系	12	2	10
旧3系	12	5	7
旧4系	8	2	6
旧5系	7	1	6
旧6系	9	2	7
旧7系	3	1	2
旧8系	2	0	2
新1系	3	0	3
新2系	7	1	6
新3系	2	0	2
新4系	2	0	2
新5系	0	0	0
特別会員	0	0	0
合計	76	16	60

役員総数 29

役員出席者 12

役員委任状提出者 12

出席＋委任状合計 76

役員外会員出席者 4

出欠回答時の同窓生からのコメント等

ありがとうございます。

当日、よろしくお願い致します。

豊橋技術科学大学同窓会会則 新旧対照表（案）

新	旧
豊橋技術科学大学同窓会会則 第 10 章 <u>個人情報の取扱い</u> 第 25 条 本会の会員<u>の個人情報</u>を適切に更新管理し、個人情報の保護のもと、本会の目的である会員相互の親睦と豊橋技術科学大学の発展に有効活用するために、「会員<u>の個人情報</u>の管理と利用に関する規約」を別途定め、この管理規約にもとづき管理利用するものとする。 付則 <u>この規約は令和 年 月 日の総会承認を経て、令和 年 月 日より施行する。</u>	豊橋技術科学大学同窓会会則 第 10 章 <u>会員名簿</u> 第 25 条 本会の会員<u>名簿（会員の連絡先、以下、会員名簿）</u>を適切に更新管理し、個人情報の保護のもと、本会の目的である会員相互の親睦と豊橋技術科学大学の発展に有効活用するために、「会員<u>名簿</u>の管理と利用に関する規約」を別途定め、この管理規約にもとづき管理利用するものとする。 付則

目的

新名簿システムの導入に合わせて、

- 1) 新システムの特性を踏まえて大学との覚書が「名簿システムの共同運用」から「大学が保有する個人情報の同窓会との共同利用」へ修正されてとすると、「名簿」でなく、「個人情報」へ統一。

実施の場合、会則の修正なので役員会と総会が必要。

豊橋技術科学大学同窓会「会員の個人情報の管理と利用に関する規約」 新旧対照表（案）

新	旧
豊橋技術科学大学同窓会「会員の個人情報の管理と利用に関する規約」 (平成 25 年 10 月制定) 1 本会の会員の<u>個人情報</u>を適切に更新管理し、個人情報の保護のもと、本会の目的である会員相互の親睦と豊橋技術科学大学の発展に有効活用するために、本規約を定める。 2 豊橋技術科学大学同窓会では、会員の以下の項目（以下、<u>個人情報</u>）を収集・管理する。 ・学籍番号、姓名、旧姓、生年月日、性別、出身系、卒業・修了年、異動情報（入学・退学）、研究室・指導教員、出身高校、出身大学・高専、メールアドレス、勤務先名、勤務先住所・電話、自宅住所・電話、帰省先住所・電話、同窓会入会年月日、所属支部、同窓会入会金、情報管理系、卒業期、その他必要と認めた情報 3 <u>個人情報</u>は、<u>大学入学時点等</u>の情報を元とし、会員からの申し出により随時更新する。 4 <u>個人情報</u>は、同窓会報や総会の案内等、同窓会会員の交流活性等の目的で使用する。また別途覚書を定め、豊橋技術科学大学から同窓生への案内等に用いるために共有・共同管理し活用する。 5 <u>法令に基づく場合を除き、情報を事前に本人の同意を得ることなく、利用目的以外の利用や第三者への提供をしない。</u> <u>また、法令に基づいて、個人情報を第三者に提供し、又は個人情報の取扱いに係る業務を第三者に委託する場合には、当該第三者につき、当該個人情報の安全確保、管理能力等について厳正な調査を行い、個人情報を取り扱わせるにあたっては適正な監督を行う。</u> 6 会員間の相互連絡などの結果、<u>自宅や勤務先の住所や電話等の変更が明らかになった</u>場合には、会員本人の了承を得て、<u>同窓会が管理する</u>個人情報の更新に資するものとする。	豊橋技術科学大学同窓会「会員<u>名簿</u>の管理と利用に関する規約」 (平成 25 年 10 月制定) 1 本会の<u>会員名簿（会員の連絡先）</u>を適切に更新管理し、個人情報の保護のもと、本会の目的である会員相互の親睦と豊橋技術科学大学の発展に有効活用するために、本規約を定める。 2 豊橋技術科学大学同窓会では、会員の以下の項目（以下、情報）を<u>会員名簿として</u>収集・管理する。 ・学籍番号、姓名、旧姓、生年月日、性別、出身系、卒業・修了年、異動情報（入学・退学）、研究室・指導教員、出身高校、出身大学・高専、メールアドレス、勤務先名、勤務先住所・電話、自宅住所・電話、帰省先住所・電話、同窓会入会年月日、所属支部、同窓会入会金、情報管理系、卒業期、その他必要と認めた情報 3 情報は、大学<u>卒業・修了時点</u>の情報を元とし、会員からの申し出により随時更新する。 4 情報は、同窓会報や総会の案内等、同窓会会員の交流活性等の目的で使用する。また別途覚書を定め、豊橋技術科学大学から同窓生への案内等に用いるために共有・共同管理し活用する。 5 <u>情報の開示は、覚書にもとづく豊橋技術科学大学とその関連組織への提供、および、会員相互の親睦を図るために連絡を取る目的で会員から開示を希望された場合に限るものとする。開示する場合は、要求者の本人確認と利用目的を役員が確認の上、必要と判断する範囲の情報に限定して、開示するものとする。</u> 6 <u>開示情報にもとづく</u>会員間の相互連絡など結果、<u>情報の更新が確認された</u>場合には、<u>開示を受けた者は、</u>会員本人の了承を得て<u>同窓会に提供し、会員名簿の情報</u>更新に資する<u>ように取り計らう</u>ものとする。

7 個人情報保護に関する基本方針を以下と定める。 (1) 同窓会の目的にのみ限り、本規約にもとづいて個人情報を使用する。 (2) 会員の個人情報に関する照会には、法令に基づくものと4に基づくもの以外に対応しない。 (3) 規約に沿ったものであっても会員が自己の個人情報の<u>利用</u>を望まない場合は、同窓会への書面による届出により、いつでも将来に向けて変更できるものとする。その届出がない場合は、規約に基づく<u>利用</u>、および役員会が必要であると判断した<u>利用</u>に同意したものとみなす。 付則 <u>この規約は令和 年 月 日の総会承認を経て、令和 年 月 日より施行する。</u>	7 個人情報保護に関する基本方針を以下と定める。 (1) 同窓会の目的にのみ限り、本規約にもとづいて個人情報を使用する。 (2) 会員の個人情報に関する照会には、法令に基づくものと4.に基づくもの以外に対応しない。 (3) 規約に沿ったものであっても会員が自己の個人情報<u>を他への開示</u>を望まない場合、<u>(非開示)や、名簿からの削除を希望する場合</u>は、同窓会への書面による届出により、いつでも将来に向けて変更できるものとする。その届出がない場合は、規約に基づく<u>開示</u>、および役員会が必要であると判断した<u>開示</u>に同意したものとみなす。 付則
---	--

目的

新名簿システムの導入に合わせて、

- 1) 新システムの特性を踏まえて大学との覚書が「名簿システムの共同運用」から「大学が保有する個人情報の同窓会との共同利用」へ修正されてとすると、「名簿」、「情報」でなく、「個人情報」へ統一。
- 2) 個人情報保護法に基づいて、「法令に基づく場合を除き、情報を事前に本人の同意を得ることなく、利用目的以外の利用や第三者への提供をしない。」、および、「個人情報を取り扱わせるにあたっての適正な監督責任」を明示。
- 3) 「開示」は本人や代理人であることも想定され、さらに、情報の「利用」の観点から「開示」から「利用」へ修正。

規約は <https://alumni.tut.jp/rule.pdf> で公開しています。実施の場合、おそらく役員会と総会が必要。

豊橋技術科学大学が保有する個人情報の同窓会との共同利用に関する覚書 新旧対照表（案）

新	旧
<u>豊橋技術科学大学が保有する個人情報の同窓会との共同利用に関する覚書</u> 国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「甲」という。）と豊橋技術科学大学同窓会（以下「乙」という。）は、<u>平成2年3月25日に取り交わした、豊橋技術科学大学同窓生Web名簿システムの共同運用に関する覚書を解除し、豊橋技術科学大学が保有する個人情報の同窓会との共同利用</u>に関し、次のとおり覚書を締結する。 （目的） 第1 乙が保有する豊橋技術科学大学<u>同窓生ネットワークシステム</u>（以下「システム」という。）に登録された会員の情報を、甲及び乙が個人情報の権利利益の保護に関する適正な取扱いの責務を果たしつつ、甲・乙が共同で運用することにより、個人情報の統一化、情報収集の効率化及び情報の有意義化を図り、会員との相互支援関係を継続的に維持し相互連携の活性化に繋げることを目的とする。 （定義） 第2 この覚書において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。 <u>（共同利用の通知等）</u> 第3 甲又は乙は、<u>共同利用する個人情報の</u>内容について、あらかじめ、会員本人に通知し、又は会員本人が容易に知りえる状態に置くものとする。	<u>豊橋技術科学大学同窓生Web名簿システムの共同運用に関する覚書</u> 国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「甲」という。）と豊橋技術科学大学同窓会（以下「乙」という。）は、<u>豊橋技術科学大学同窓会会員（以下「会員」という。）に係る氏名、住所等の個人情報の運用</u>に関し、次のとおり覚書を締結する。 （目的） 第1 乙が保有する豊橋技術科学大学<u>同窓生Web名簿システム</u>（以下「システム」という。）に登録された会員の情報を、甲及び乙が個人情報の権利利益の保護に関する適正な取扱いの責務を果たしつつ、甲・乙が共同で運用することにより、個人情報の統一化、情報収集の効率化及び情報の有意義化を図り、会員との相互支援関係を継続的に維持し相互連携の活性化に繋げることを目的とする。 （定義） 第2 この覚書において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。 <u>（相互に提供可能な個人情報の範囲）</u> 第3 <u>甲又は乙が相手方に提供することができる個人情報は、次の各号に掲げる提供者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> <u>（1）甲：甲の保有する情報において同窓会への情報提供を可とするもの。</u> <u>（会員本人から乙に提供しない旨申し出があった情報を除く。）</u> <u>（2）乙：システムにおいて大学への情報提供を可とするもの。</u> <u>（会員本人から甲に提供しない旨申し出があった情報を除く。）</u> <u>2 甲又は乙は、前項の同意を得、又は申し出を受けるにあたっては、第5第1項の内容について、あらかじめ、会員本人に通知し、又は会員本人が容易に知りえる状態に置くものとする。</u>

(個人情報の範囲)

第4 甲又は乙が相手方と共同利用することができる個人情報の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本情報(学籍番号、姓名(漢字・カナ)、生年月日、性別)
- (2) 学歴情報(学部・大学院、系、所属研究室、異動情報(入学・卒業・退学)、出身校)
- (3) 連絡先情報(自宅住所・電話番号・メールアドレス、帰省先住所・電話番号)
- (4) 勤務先情報(勤務先名、住所・電話番号)
- (5) 同窓会情報(入会年月日、所属支部、同窓会入会金、情報管理系、卒業期)
- (6) その他甲乙が必要と認めた情報

2 これらの個人情報はシステムに登録され、システム上で管理される。

(個人情報の共有)

第5 甲・乙が組織として知り得た個人情報は、原則としてシステムを通じて相互に共有される。

2 甲又は乙が、会員本人以外から情報を得た場合、その情報は、会員本人に利用目的等必要な事項を提示した上で、システムに登録・共有される。

3 甲・乙は、各々、会員本人からの個人情報に関する受付窓口を設けるものとする。

(個人情報の登録及び更新)

第6 準会員(在学生)の新規情報の登録は、原則として甲が入学時の個人情報をシステムに一括インポートできるように整理し、仮登録するものとする。

乙は、仮登録内容を確認し、本登録するものとする。

2 卒業時等の準会員(在学生)から正会員(卒業生等)への会員区分の切り替え作業は、乙が行うものとする。その際、甲は卒業生の個人情報(進路情報を含む)の更新作業を支援する。

3 特別会員(現職及び退職教職員)の新規情報登録は、原則として甲が採用時の個人情報をシステムに一括インポートできるように整理し、仮登録するものとする。

乙は、仮登録内容を確認し、本登録するものとする。

4 会員個人の情報の更新は、原則として会員自身がシステムを通じて行うものとする。ただし、会員の依頼により新規登録した場合や更新情報を入手した場合は、情報を得た側が必要に応じて随時更新するものとする。

(個人情報の範囲)

第4 第3第1項に規定する相手側に提供することができる個人情報の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本情報(学籍番号、姓名(漢字・カナ)、生年月日、性別)
- (2) 学歴情報(学部・大学院、系、所属研究室、異動情報(入学・卒業・退学)、出身校)
- (3) 連絡先情報(自宅住所・電話番号・メールアドレス、帰省先住所・電話番号)
- (4) 勤務先情報(勤務先名、住所・電話番号)
- (5) 同窓会情報(入会年月日、所属支部、同窓会入会金、情報管理系、卒業期)
- (6) その他甲乙が必要と認めた情報

2 これらの個人情報はシステムに登録され、システム上で管理される。

(個人情報の共有)

第5 甲・乙が組織として知り得た個人情報は、システムを通じて相互に共有される。

2 甲又は乙が、会員本人以外から情報を得た場合、その情報は、会員本人に利用目的等必要な事項を提示した上で、システムに登録・共有される。

3 甲・乙は、各々、会員本人からの個人情報に関する受付窓口を設けるものとする。

(個人情報の登録及び更新)

第6 会員個人の情報の更新は、原則として会員自身がシステムを通じて行うものとする。

2 新入学生(同窓会準会員)の新規個人情報の登録は、原則として甲の情報提供に基づき、乙がシステムを通じて行うものとする。

3 卒業生(正会員)の卒業時の一括登録は甲が行うものとする。ただし、卒業時の同窓会準会員から正会員(学籍を離れた者)への切り替え作業は乙が行うものとする。その際、甲は卒業生の進路情報を乙に提供し、作業を支援する。

4 特別会員(教職員及び退職教職員)の新規情報登録は、乙がシステムを通じて行うものとする。

5 会員の依頼により新規IDを登録した場合や更新情報を入手した場合は、情報を得た側が必要に応じて随時更新するものとする。

(個人情報の利用)

第7 甲及び乙は、個人情報を次の表の当該利用目的欄に掲げる目的でそれぞれ利用することができるものとする。ただし、本人から甲、乙どちらか一方、あるいは双方へ個人情報の利用を拒否する申し出があったときは、拒否された個人情報の利用を禁じるものとする。

区分	利用目的
甲	(1) 乙の会員加入確認 (2) 卒業生（大学院修了生を含む）名簿の管理 (3) 卒業生（大学院修了生を含む）への連絡 (4) 卒業生（大学院修了生を含む）への大学情報の発信 (5) その他卒業生等との連携及び交流を深める活動
乙	(1) 会員登録、会員名簿の管理 (2) 会報の発行 (3) 総会の開催案内 (4) 会員相互の交流支援 (5) その他、同窓会の目的を達成するために必要とされる事業

2 前項の利用目的以外に利用する場合は、双方協議の上、利用するものとする。

3 甲及び乙は、前項の利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱の全部又は一部を第三者に委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、個人情報の適切な安全管理を遵守させるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

(第三者への提供)

第8 甲及び乙は、共同利用している個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ提供しようとする会員本人の同意を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の管理)

第9 甲及び乙は、個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に管理するものとする。

(秘密保持義務)

第10 甲及び乙は、個人情報の秘密を保持し、法令等の定めによる場合を除き、個人情報を取り扱う必要があると認めた最小限の者以外に個人情報へのアクセスを許可しないものとする。

2 甲及び乙は、前項の個人情報を取り扱う者に対し、個人情報の秘密を保持するよう義務づけるものとする。

(個人情報の利用)

第7 甲及び乙は、相手方から提供を受けた個人情報を次の表の当該利用目的欄に掲げる目的でそれぞれ利用することができるものとする。ただし、本人から甲、乙どちらか一方、あるいは双方へ個人情報の利用を拒否する申し出があったときは、拒否された個人情報の利用を禁じるものとする。

提供を受けた者	利用目的
甲	(1) 乙の会員加入確認 (2) 卒業生（大学院修了生を含む）名簿の管理 (3) 卒業生（大学院修了生を含む）への連絡 (4) 卒業生（大学院修了生を含む）への大学情報の発信 (5) その他卒業生等との連携及び交流を深める活動
乙	(1) 会員登録、会員名簿の管理 (2) 会報の発行 (3) 総会の開催案内 (4) 会員相互の交流支援 (5) その他、同窓会の目的を達成するために必要とされる事業

2 前項の利用目的以外に利用する場合は、双方協議の上、利用するものとする。

3 甲及び乙は、前項の利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱の全部又は一部を第三者に委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、個人情報の適切な安全管理を遵守させるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

(第三者への提供)

第8 甲及び乙は、相手方から提供を受けた個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ提供しようとする会員本人の同意を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の管理)

第9 甲及び乙は、個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に管理するものとする。

(秘密保持義務)

第10 甲及び乙は、個人情報の秘密を保持し、法令等の定めによる場合を除き、個人情報を取り扱う必要があると認めた最小限の者以外に個人情報へのアクセスを許可しないものとする。

2 甲及び乙は、前項の個人情報を取り扱う者に対し、個人情報の秘密を保持するよう義務づけるものとする。

(記録)

第 11 甲及び乙は、個人情報の受領、管理、提供、複製、廃棄等について記録し、相手方から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 甲・乙は、個人情報の利用記録をシステム上又は個別に作成し、事業年度終了後 1 年間保存するものとする。

(事故)

第 12 甲又は乙において個人情報に対する不正アクセス又は情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生したときは、直ちにその旨を相手方に報告し、相手方の指示に従って直ちに応急措置を講じるものとし、当該措置を講じた後直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに再発防止策を書面により提示しなければならない。

2 前項の規定は、双方の承諾のもと利用目的の範囲内で第三者に提供した場合で、当該第三者に事故が発生したときも適用する。

(個人情報を利用する際の責任の所在)

第 13 個人情報の利用にあたっては、第 7 に規定する利用目的に応じて利用する側がその責務を負うものとする。

(システムの費用負担)

第 14 システムの費用負担に関しては、甲・乙双方が、それぞれ 2 分の 1 相当額を負担し、システムのカスタマイズその他の特別な費用が発生する場合、甲・乙の協議により費用負担を決定する。

(覚書の有効期限)

第 15 本覚書の有効期限は、本覚書締結日から令和 9 年 3 月 31 日とする。ただし、有効期限末日までに甲・乙いずれからも解除の申し出がない場合には、本覚書は同一条件をもってさらに 1 年間継続するものとする。

以後も同様とする。

(その他)

第 16 この覚書に定めのない事項又は、この覚書に疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、これを解決するものとする。

(記録)

第 11 甲及び乙は、個人情報の受領、管理、提供、複製、廃棄等について記録し、相手方から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 甲・乙は、個人情報の利用記録をシステム上又は個別に作成し、事業年度終了後 1 年間保存するものとする。

(事故)

第 12 甲又は乙において個人情報に対する不正アクセス又は情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生したときは、直ちにその旨を相手方に報告し、相手方の指示に従って直ちに応急措置を講じるものとし、当該措置を講じた後直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに再発防止策を書面により提示しなければならない。

2 前項の規定は、双方の承諾のもと利用目的の範囲内で第三者に提供した場合で、当該第三者に事故が発生したときも適用する。

(個人情報を利用する際の責任の所在)

第 13 個人情報の利用にあたっては、第 7 に規定する利用目的に応じて利用する側がその責務を負うものとする。

(システムの費用負担)

第 14 システムの費用負担に関しては、別に定めることとする。

(覚書の有効期限)

第 15 本覚書の有効期限は、本覚書締結日から令和 3 年 3 月 31 日とする。ただし、有効期限末日までに甲・乙いずれからも解除の申し出がない場合には、本覚書は同一条件をもってさらに 1 年間継続するものとする。

以後も同様とする。

(その他)

第 16 この覚書に定めのない事項又は、この覚書に疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、これを解決するものとする。

この覚書の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上各 1 通を保持する。 令和 8 年 月 日 甲 国立大学法人豊橋技術科学大学長 <u>若 原 昭 浩</u> 乙 豊橋技術科学大学同窓会長 <u>山 本 義 久</u>	この覚書の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上各 1 通を保持する。 令和 2 年 3 月 25 日 甲 国立大学法人豊橋技術科学大学長 大 西 隆 乙 豊橋技術科学大学同窓会長 古 野 志健男
--	---

目的

新名簿システムの導入に合わせて、

- 1) 新システムの特性を踏まえて「名簿システムの共同運用」から「大学が保有する個人情報の同窓会との共同利用」へ修正.
情報の「提供」でなく, 「共同利用」へ.
- 2) システム費用負担に関する覚書との統合. (2つの覚書を1つへ)
- 3) その他の修正
 - 3.1 個人情報の登録および更新: 在学生から利用できるように変更.